



平成 29 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 アピックヤマダ株式会社
代表者名 代表取締役社長 押森広仁
(コード番号 6300 東証第二部)
問合せ先 取締役企画部長 小出 篤
(TEL. 026-275-2111)

不適切な会計処理に対する再発防止策の策定方針等および社内処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 30 日に開示いたしました「第三者委員会調査報告書の受領に関するお知らせ」および平成 29 年 7 月 3 日に開示いたしました「第三者委員会調査報告書の全文開示に関するお知らせ」のとおり、第三者委員会による調査の結果、電子部品組立装置事業において、社内の売上計上基準の恣意的な解釈に基づく売上の前倒し計上等の不適切な会計処理が認められました。

当社は、第三者委員会が認定した事実と再発防止策の提言内容を真摯に受け止め、それらを踏まえた原因分析を実施し、それに基づく再発防止策の策定方針を決定いたしました。また、経営責任を明確にするため、下記のとおり社内処分を実施することを本日開催した当社取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、再発防止策の策定方針に基づく、再発防止策の詳細につきましては、決定次第開示いたします。

株主や投資家の皆様はじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

記

I. 不適切な会計処理が行われた原因

1. 役職員のコンプライアンス意識の欠如

厳しい経営環境が続く中で売上予算の達成を強く求める経営者の姿勢及び経営幹部に会計的知見を有するものがいなかったことにより、売上計上基準の恣意的な解釈に基づき、事実と異なる証憑類の作成・改竄および会計監査人に対する事実と異なる説明を行い売上の前倒し計上を行っていたこと、また、長期に渡り複数の役職員が関わっていながらコンプライアンス上重大な問題であると認識する者がおらず自浄作用が働かなかったことは、関係者のコンプライアンス意識の欠如に起因するものと認識しております。

2. 売上計上基準の認識にかかる不備

売上計上基準は、当社の経理規程に定めておりますが、詳細な定めがなく曖昧でありました。また、一部では部門内の基準等に独自の解釈に基づき詳細を定め運用していたところもある等、社内における認識が統一されておりませんでした。また、判断に使用する証憑の形式にも不備がありました。このような規程等の整備不備や証憑の不備についても、恣意的な解釈および事実と異なる証憑の作成等を許容する要因になっていたものと認識しております。

3. 監査等委員会による取締役に対する監視・監督機能不十分

結果として取締役も関与する不適切な会計処理が行われたことは、監査等委員会による取締役に対する監視・監督が不十分であったものと認識しております。

4. 生産遅れ等による特別出荷の多用

営業、技術、製造および生産管理等の各部門における情報共有およびコミュニケーションが不足していたこと等により、適切な納期設定や納期遵守に向けた組織横断的な管理が不十分であったものと認識しております。

II. 再発防止策の策定方針

1. 役職員のコンプライアンス意識の醸成に向けた取組み

既存の施策（コンプライアンス自己チェックの実施等）に加え、経営者自身が改めてコンプライアンス遵守に関する姿勢を示し、社内に周知徹底するための研修を実施いたします。また、部署間の人事ローテーションの活性化等、コミュニケーション向上への取組みも継続して実施してまいります。

2. 売上計上基準の明確化および厳格運用

- (1) 売上計上基準の明確化を実施し、社内規程等の改正（基準の明文化等）を行います。また、売上認識時点を特定するための関連証憑について、正確かつ網羅的な記載ができるような書式に改訂いたします。
- (2) 売上計上基準および関連証憑の運用方法について、社内に周知徹底するとともに、内部監査機能を強化し、内部統制監査および業務監査を厳格化することにより、運用状況を継続的に検証し、定着を図ってまいります。

3. 監査等委員会による取締役に対する監視・監督機能強化

監査等委員会において、内部監査室と協働して、売上計上基準の運用状況について監視を強化いたします。また、社外監査等委員が取締役と面談して各取締役の活動状況等を聴取する機会を増やす等、取締役に対する監視・監督機能を強化してまいります。

4. 特別出荷削減への取組み

各部門における生産計画に対する遅延削減への取組みを強化するとともに、部門間の情報共有方法および遅延等発生時の対応協議方法ならびに特別出荷となる基準の見直し等により特別出荷を削減し、生産性および品質の向上を図ってまいります。

III. 社内処分の内容

本件に関する社内処分は以下のとおりです。

代表取締役社長	押森 広仁	報酬返上	月額報酬全額×6ヶ月（8月より）
常務取締役	大屋 秀俊	取締役に降格 および 報酬返上	月額報酬全額×3ヶ月（同上）
取締役	小出 篤	報酬返上	月額報酬全額×6ヶ月（同上）
常勤監査等委員	平野 淳二	報酬返上	月額報酬の50%×6ヶ月（同上）
社外監査等委員	塚田 知信	報酬返上	月額報酬の50%×6ヶ月（同上）
社外監査等委員	中村 隆次	報酬返上	月額報酬の50%×6ヶ月（同上）
社外監査等委員	前山 忠重	報酬返上	月額報酬の50%×6ヶ月（同上）

以上